

策定年月	平成 6 年 2 月
変更年月	平成 13 年 3 月
変更年月	平成 18 年 1 月
変更年月	平成 22 年 3 月
変更年月	平成 26 年 6 月
変更年月	平成 28 年 9 月
変更年月	令和 3 年 12 月
変更年月	令和 5 年 4 月
変更年月	令和 8 年 月

香川県農業経営基盤強化促進基本方針(素案)

令和 8 年 月

香 川 県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状

本県は、四国の北東部に位置し、南に連なる讃岐山脈から半月形に緩やかに傾斜した讃岐平野がひらけ、農業用水の主水源となっている「ため池」が県内全域に点在し、条里制の遺構が広汎に存在するほか、散在・散居集落が多くみられる。

本県の農家1戸当たりの経営規模は零細であり、ほ場整備率も低く、他県に比べて生産基盤が脆弱ではあるが、年間日照時間が長く温暖で、多彩な農産物の栽培が可能であり、かつ、京阪神市場に近いなど恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営が展開され、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されている。

その生産をみると、優れた農業技術や創意工夫により、県オリジナル品種など収益性の高い作物を中心に、全国に誇れる農産物が栽培され、県内はもとより、首都圏や京阪神地域などに対し、新鮮で高品質な農産物を供給している。

しかし、担い手の状況をみると、新規就農者数は近年、年間140名前後で推移しているものの、令和7年の基幹的農業従事者数は12千人となっており、令和2年に比べて32%減少している。また、65歳未満の基幹的農業従事者数も令和2年に比べて28%減少するなど、農業従事者の減少・高齢化が進んでいる。

これに伴って、耕作放棄地は営農条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず、比較的営農条件に恵まれた平坦部でも増加しており、今後も農地の遊休化がさらに進めば、食料供給力の低下はもとより、害虫などの発生源となるなど、営農や生活環境にも悪影響を与え、さらには農業・農村の有する多面的機能の低下も懸念される。

2 本県農業の振興方向

『「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承』を基本目標とし、この目標を達成するための基本方針として、「儲かる！魅力と未来ある農業の実現」、「農村を守り、地域を支える農業の推進」、「持続的な農産物の供給」を掲げ、農業の魅力を高める未来投資と次世代の担い手の確保・育成、農村を支える人財の確保、農産物の安定供給により、本県農業の振興を図る。

特に、担い手については、認定新規就農者や認定農業者、集落営農組織をはじめ、兼業農家や定年帰農者、県外法人や農外企業なども多様な担い手として幅広く捉え、県内外から農業経営の発展に意欲的な人材を確保する。また、これらの多様な人材が経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等として、早期に経営を確立できるよう育成するほか、地域農業を支える集落営農組織や農業支援グループの組織化を支援する。また、親子や親戚など親族のみならず、県内外の第三者を含めた経営継承や企業参入の促進などにより、本県農業の次代を担う優れた人材を確保・育成するほか、女性農業者の農業経営参画を促進する。

これら多様な担い手が、農業生産の相当部分を担う力強い農業構造が確立できるよう、担い手への面的な農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 認定農業者等の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の核となる担い手を確保・育成するために、農業改良普及センターによる技術・経営指導や税理士等の専門家による経営相談等により、担い手の経営改善に向けた取組みを支援するとともに、農地中間管理事業の積極的な活用により経営規模の拡大を促進し、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

また、補助事業や制度資金により、規模拡大や経営の多角化など経営発展のために必要となる機械・施設等の導入支援や農業経営の安定化に向けたセーフティネット対策の普及を推進するほか、労働部局との連携による就業相談会の開催等により、担い手の経営発展を支える人材の確保・育成を支援する。

さらに、農業経営の法人化を推進し、対外信用力等の向上を促進するとともに、経営体同士のネットワーク化を推進し、一層の経営発展を促進する。

(2) 集落営農組織の確保・育成

担い手の確保や農地の維持が課題となっている中、地域農業を支える担い手を確保・育成するため、集落内の農家などが複数集まって行う集落営農の組織化を推進するとともに、農業生産や販売の共同化などによる経営体としての実体を有した集落営農組織への移行や、それら組織の法人化など、更なる経営発展を支援する。

また、高齢化している集落営農組織の世代交代を促進するため、後継者や若手リーダーの計画的な確保・育成を支援し、構成員の若返り、次世代への事業継承を図る。

(3) 次世代の担い手の確保・育成

① 新規就農者等の確保・育成

農業従事者の高齢化や減少が進む中で、本県農業を持続的に発展させるために、県内外の幅広い年齢層の新規就農者を将来にわたり確保するとともに、兼業農家や定年帰農者のほか、短時間労働者など農業現場を支える幅広い人材を確保することが重要である。

このため、県、一般社団法人香川県農業会議(以下「県農業会議」)、公益財団法人香川県農地機構(以下「県農地機構」という。)等で構成される「香川県新規就農・農業経営相談センター」(以下「相談センター」)を就農促進のための拠点と位置づけ、就農相談やマッチング活動などの支援を行う。また、農業大学校における技術研修、県独自の補助事業による機械・施設等の導入支援やのれん分け就農の促進、トレーニングファームや里親登録制度の充実など、関係機関との連携を密にし、就農相談から経営開始までの一貫したサポート体制を充実させ、就農希望者が安心して安定的に就農できる環境を整備する。

さらに、就農後においては農業改良普及センターのフォローアップ活動や農業士等の地域の担い手によるサポートにより、早期の経営安定を支援し、本県農業の次代を担う新規就農者を育成する。

② 企業の農業参入への支援

多様な担い手の確保・育成に向け、企業を重要な担い手に位置付け、農業参入を促進させる必要がある。

そのため、本県における農業の魅力や県の支援策など必要な情報の提供、周知に努め、参入志向

企業の掘り起こしを行う。参入志向を持つ企業に対しては、農作物情報の提供や農業技術の習得方法の紹介を行うなど、きめ細かな相談活動を実施する。

また、参入に当たっては、農業改良普及センターによる技術支援を行うことにより、認定農業者など地域の担い手として早期の営農定着と経営の安定化を図る。

(4) 女性の農業関連活動への参画促進

農業生産や農業経営などにおいて、重要な役割を果たしている女性が、その持てる能力を十分発揮できるよう資質向上を支援するとともに、女性農業者の確保・定着と経営参画の促進に向けて、地域のリーダー的農業者とのつながりや研鑽の場の提供を図る。

3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

農業を職業として選択し、魅力とやりがいのある農業経営が実現し得るよう、他産業従事者と比べ、所得と労働時間が遜色のない農業経営の目標を明らかにすることが重要である。

このような観点から、本県の農業生産の現状や、県内各地で既に実践されている優良な経営事例等を踏まえ、主たる従事者と補助従事者の2人で農業経営を行うことを基本に、主たる従事者の年間総労働時間は、他産業従事者と均衡する概ね2,000時間が達成できるものとする。

また、主たる従事者の年間農業所得は、県内の他産業従事者の生涯所得から算出した概ね410万円程度の農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目標とする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農の状況については、平成21年度以降は増加傾向にあり、毎年140名前後で推移している。

こうした中、国は、農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを他産業並みに引き上げるという目標を掲げているほか、本県においては、50歳以上65歳未満の中高齢者についても、積極的に支援することとしている。これらを踏まえ、本県では、本県農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間150人確保することを目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得・労働時間に関する目標

新規就農者の農業所得については、青年等にとって農業を職業として選択するのに足る魅力とやりがいのあるものとするため、同世代の他産業従事者と遜色のない年間所得水準を確保する必要があるほか、将来的には、効率的かつ安定的な農業経営を目指すことが期待される認定農業者への誘導を図る観点から、主たる従事者の目標とする所得水準については、3に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の所得目標（410万円程度）のおおむね6割以上とする。

また、将来、本県農業の核となる担い手に発展するような青年農業者等と見込まれる者を育成するものであることから、年間農業従事日数については、150日（1,200時間）以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた県の取組み

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

県内外から意欲ある多様な人材を確保するため、本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報

を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進的な農業経営体との交流、体験などの機会を充実させ、本県での円滑な就農を促進する。

また、就農希望者を確実に就農に結びつけるため、相談から就農まで継続的なサポートを行うとともに、関係機関との情報共有により、産地や地域が就農希望者の受け皿となってバックアップする体制整備を進める。

② 新たに農業経営を営む青年等の定着と発展に向けた取組み

新規就農者が、核となる担い手へ確実にステップアップできるよう、農業大学校での研修の充実、機械・施設等の初期投資の負担軽減、農業改良普及センターを中心に経営発展に応じた生産技術や経営改善の伴走型支援など、農業士や関係機関・団体と連携して、就農から定着までの一貫したサポート体制を強化し、自然災害等のリスクに備えた事業継続計画書の策定の促進や青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況に応じた支援を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者へと誘導する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営実現のための技術等について

新たに就農しようとする青年等は、目指すべき農業経営の目標を達成するために必要となる農業技術や経営管理等に関する専門的な知識を習得していることを基本とする。

5 地域の実情に即した担い手への支援

効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の維持・発展のため、地域農業再生協議会を中心として、その構成機関・団体である市町、農業委員会、香川県農業協同組合、農業改良普及センターなどの役割分担のもと、地域の実情に即した担い手への支援体制を整備する。

(1) 地域における支援体制

認定農業者等の地域の中心となる担い手の農業生産活動を支援するため、農作業の受委託のあっせん・調整をはじめ、規模拡大に伴い必要となる労働力を補完するための定植作業や出荷調製などの作業支援、農繁期における補助労働力の確保・調整支援など、地域の実情に即した担い手への支援を行う。

また、農地の流動化によって規模拡大を目指す担い手にとって、水路や畦畔等の管理が大きな負担となっている現状を鑑み、地域農業を守るために、これらの地域の経営基盤を地域で支える集落営農組織を育成するとともに、地域が共同で経営基盤を維持する取組みを支援する。

(2) 農地の利用集積

農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を促進するとともに、地域の実態に応じて、農業経営基盤強化促進法の地域計画に基づく利用権設定により、農地の面的な集積を促進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、本県における主要な営農類型及び前提条件について示すと次のとおりである。

1 営農類型

県内全域において現に展開している多様な営農類型を概ねカバーできるものとし、作物について専業化し、かつ収益性の高いものとする。

2 労働力

現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要なに応じパートによる雇用を含むものとする。

3 経営管理の方法

[個人経営体]

複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、財務諸表に基づいた経営診断・経営分析を行い、経営改善を図るほか、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。

[団体経営体]

経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについて法人化への誘導を図るとともに、経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る。

4 農業従事の形態等

[個人経営体]

家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を積極的に導入するとともに、農繁期におけるパート雇用の確保により過重労働を防止する。

また、雇用者の福利厚生向上を図るため、社会保険・労働保険に加入する。

[団体経営体]

給料制や従事分量配当制を導入するとともに、資本装備の充実を図るため余剰金を積み立てる。また、従事者全員を社会保険・労働保険へ加入するなど、農作業環境の改善を図る。

5 経営指標（効率的かつ安定的な農業経営〔個人経営体〕）

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
1	水稲+麦 【稲作・麦類作(複 合経営)】	14.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 8.0 麦(小麦) 6.0 麦(はだか麦) 6.0	634	1,888 (2,497)	【水稲】 ●早生「コシヒカリ」 中生「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料（全量基肥方式） 【麦】 ●小麦「さぬきの夢」 ●はだか麦「イチバンボシ」 ●乾燥は共同利用施設 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含む
2	水稲+麦+作業受 託 【稲作・麦類作(複 合経営)】	2.5	水稲(中生) 2.5 麦(はだか麦) 2.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 12.0 収穫・乾燥・調製 12.0	396	1,751 (1,887)	【水稲】 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他は同上 【麦】 ●同上 【作業受託】 ●耕起・代かき・田植えの受託料は 32 千円/10a ●収穫・乾燥・調製の受託料は 42 千 円/10a
3	水稲+葉ネギ+レ タス 【露地野菜】	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 葉ネギ 0.4 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3 レタス(春どり) 0.7	425	4,004 (6,836)	【水稲】 ●購入苗 ●乾燥は共同利用施設 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他はNo. 1に同じ 【葉ネギ】 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●年内～春の継続出荷 ●前作のうね、トンネルを活用した春 どり
4	水稲+アスパラガ ス+ブロッコリー 【露地野菜・施設 野菜(複合経営)】	2.2 (施設面 積 0.2)	水稲(早生) 1.0 水稲(中生) 1.0 アスパラガス(施設) 0.2 ブロッコリー 1.2	430	3,017 (3,217)	【水稲】 ●No. 3に同じ 【アスパラガス】 ●「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
5	水稲+レタス+ニンニク+タマネギ 【露地野菜】	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 ニンニク 0.2 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.0 レタス(春どり) 0.7 タマネギ 0.2	456	3,504 (5,942)	【水稲】 ●No.3に同じ 【ニンニク】 ●乾燥共同施設 【レタス】 ●No.3に同じ 【タマネギ】 ●購入苗、マルチ栽培
6	キャベツ 【露地野菜】	4.0	キャベツ(11月どり) 1.0 キャベツ(1月どり) 1.0 キャベツ(3月どり) 1.0 キャベツ(4月どり) 1.0	423	2,574 (5,091)	●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機
7	イチゴ 【施設野菜】	0.3 (施設面積 0.3)	イチゴ(養液) 0.3	558	3,756 (6,408)	●「さぬき姫」 ●高施設栽培
8	みかん+中晩柑+びわ 【果樹類】	2.3	露地みかん 「ゆら早生」 0.5 露地みかん 「小原紅早生」 1.0 露地みかん 「青島温州」 0.5 露地中晩柑 「不知火」 0.2 びわ 「茂木」・「田中」 0.1	624	2,858 (5,216)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水 同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【露地中晩柑】 ●「不知火」 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
9	みかん+レモン+びわ 【果樹類】	1.1	露地みかん 「ゆら早生」 0.2 露地みかん 「小原紅早生」 0.5 露地レモン 「ユーレカ」 0.2 びわ 「茂木」・「田中」 0.1 びわ 「なつたより」 0.1	359	2,234 (2,675)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水 同時施肥栽培 ●「小原紅早生」ブランド化による高 単価販売 【露地レモン】 ●「ユーレカ」 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a、「なつた より」10a

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
10	施設みかん＋施設 中晩柑 【果樹類】	0.4 (施設面 積 0.4)	施設みかん 「小原紅早生」 0.2 施設中晩柑 「不知火」 0.2	547	1,574 (1,736)	【施設みかん】 ●11月下旬加温による7月出荷体系 【施設中晩柑】 ●無加温栽培、ドリップ灌水同時施肥 栽培
11	キウイフルーツ 【果樹類】	0.8	キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 0.3 キウイフルーツ 「香緑」 0.3 キウイフルーツ 「さぬきキウイっこ®」0.1 キウイフルーツ 「さぬきエンジェルス イート」 0.1	512	1,958 (2,230)	●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予 測と園地区分
12	施設ぶどう＋露地 ぶどう 【果樹類】	0.4 (施設 面積 0.2)	施設ぶどう 「シャインマスカット」 0.2 露地ぶどう 「ピオーネ」 0.2	655	1,609 (1,673)	【施設ぶどう】 ●「シャインマスカット」1月末加温 10a、無加温 10a 【露地ぶどう】 ●「ピオーネ」 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
13	露地もも 【果樹類】	1.2	露地もも 「日川白鳳」 0.4 露地もも 「あかつき」 0.4 露地もも 「なつおとめ」 0.4	573	2,140 (4,056)	●早生「日川白鳳」、中生「あかつき」、 中生「なつおとめ」
14	オリーブ 【果樹類】	1.0	オリーブ 「ミッション」 0.5 オリーブ 「ルッカ」 0.5	425	2,202 (3,529)	●新漬用「ミッション」 採油用「ミッション」、「ルッカ」 ●自家採油

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生 産 方 式
15	輪ギク 【花き・花木】	0.3 (施設 面積 0.3)	秋ギク 「神馬2号」 0.6 夏秋ギク 「精の一世」 0.3	424	3,026 (3,484)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種「神馬2号」を利用 ●持込み共選
16	カーネーション 【花き・花木】	0.3 (施設面 積 0.3)	カーネーション 0.3 スタンダード 60% スプレー 40%	776	3,409 (5,880)	●ベンチ栽培、養液土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
17	マーガレット+ひ まわり 【花き・花木】	0.35 (施設面 積 0.3)	マーガレット (施設) 0.3 ひまわり (施設) 0.2 ひまわり (露地) 0.05	475	2,740 (2,956)	【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【ひまわり】 ●テープシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け
18	ラナンキュラス+ 小ギク 【花き・花木】	0.35 (施設面 積 0.25)	ラナンキュラス (施設) 0.25 小ギク (露地) 0.1	408	2,838 (4,103)	【ラナンキュラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入による品質及び生産性の確保 ●防虫ネット、シルバーマルチによる病害対策と防除回数の削減 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壌水分確保と雑草抑制 ●ウイロイドフリー苗の購入 ●電照による開花調節
19	ラナンキュラス+ 露地ひまわり 【花き・花木】	0.35 (施設面 積 0.25)	ラナンキュラス (施設) 0.25 ひまわり (露地) 0.1	445	2,584 (3,677)	【ラナンキュラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入による品質及び生産性の確保 ●防虫ネット、シルバーマルチによる病害対策と防除回数の削減 【ひまわり】 ●テープシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
20	酪農 【酪農】	3.0	経産牛 60 頭 初妊牛 4 頭 ほ育、育成牛 16 頭 飼料(イタリアンライグラス) 3.0 稲WCS、稲わら収集面積 2.0	1,054	4,080 (5,221)	●フリーバーン・ミルクングパーラー方式 ●自給飼料ラップサイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●乳牛供用年数延長
21	肥育牛① (黒毛和種去勢肥育) 【肉用牛】	1.0	肥育牛 120 頭 稲WCS 1.0 稲わら収集面積 2.5	434	2,712 (2,712)	●舎飼い ●自給飼料ラップサイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売
22	肥育牛② (交雑種去勢肥育) 【肉用牛】	—	肥育牛 200 頭	459	4,055 (4,457)	●舎飼い ●流通飼料主体 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売
23	繁殖牛 【肉用牛】	—	繁殖牛 30 頭	437	1,409 (1,409)	●黒毛和種 ●子牛9か月飼養 ●余剰堆肥販売
24	養豚 【養豚】	—	繁殖豚(種雌豚) 100 頭 種雄豚 8 頭 肥育豚(常時飼養頭数) 1,100 頭	445	3,722 (3,729)	●繁殖・肥育一貫経営 ●人工授精活用、専用分娩舎での無・半看護分娩 ●飼養環境及び飼料給与適正化 ●事故率低減
25	採卵鶏 【養鶏】	—	採卵鶏(常時飼養羽数) 40,000 羽	592	4,080 (5,840)	●大すう育成方式 ●自動給餌機等 ●防疫対策(高病原性インフルエンザ等)の強化

※「 」は品種名

()は作型、品目名

[組織経営体(集落営農)]

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
26	水稲+麦 【稲作・麦類作 (複合経営)】	15.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 8.0 麦(小麦) 7.0 麦(はだか麦) 7.0	790	2,636 基幹1名 (1,281) 補助4名 (1,353)	【水稲】 ●早生「コシヒカリ」 中生「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ●小麦「さぬきの夢」 ●はだか麦「イチバンボシ」 ●乾燥は共同利用施設 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含む
27	水稲+作業受託 【稲作】	1.5	水稲(中生) 1.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 15.0 収穫・乾燥・調製 15.0	483	1,876 補助5名 (1,876)	【水稲】 ●No. 26 に同じ 【作業受託】 ●耕起・代かき・田植えの受託料は 32 千円/10a ●収穫・乾燥・調製の受託料は 42 千円/10a
28	水稲+麦+ブロッコリー 【稲作・麦類作、 露地野菜(複合 経営)】	12.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 8.0 麦(小麦) 7.0 ブロッコリー 1.1	751	3,364 補助9名 (3,364)	【水稲】 ●No. 26 に同じ 【麦】 ●No. 26 に同じ 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用

注1) 集落営農の経営費には雇用費を含めておらず、農業所得欄は、利益配当前の所得を示している。

注2) 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

注3) 経営所得安定対策の補助金を所得として計上(全類型共通)

注4) 集落営農の補助従事者は、50日/年・人とした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、本県における主要な営農類型及び前提条件について示すと次のとおりである。

1 営農類型

県内全域において現に展開している多様な営農類型を概ねカバーできるものとし、作物について専業化し、かつ収益性の高いものとする。

2 労働力

現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。

3 経営管理の方法

複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。

4 農業従事の形態等

家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を積極的に導入するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。

5 経営指標（新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営）

No	営農 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
1	水稲＋麦＋ 作業受託 【稲作・麦類 作（複合経 営）】	[作付面積等] 水稲（中生） 300a 麦（はだか麦） 300a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積] 300a	29,045 千円	222	1,226 (1,245)	【水稲】 ●「ヒノヒカリ」普通期移植栽培、 6月下旬移植 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●「イチバンボン」
2	水稲＋葉ネ ギ＋レタス 【露地野菜】	[作付面積等] 水稲（早生） 110a 葉ネギ 30a レタス（年内どり） 40a レタス（年明どり） 50a レタス（春どり） 30a [経営面積] 150a	14,017 千円	245	3,114 (3,159)	【水稲】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗 ●乾燥は共同利用施設 【葉ネギ】 ●6月～10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用し た春どり
3	水稲＋オク ラ＋レタス 【露地野菜】	[作付面積等] 水稲（早生） 100a オクラ 10a レタス（年内どり） 40a レタス（年明どり） 50a レタス（春どり） 30a [経営面積] 150a	13,483 千円	247	3,494 (3,835)	【水稲】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗 ●乾燥は共同利用施設 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●「アーリーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用し た春どり
4	水稲＋アス パラガス＋ ブロッコリ ー 【露地野菜・施 設野菜（複合 経営）】	[作付面積等] 水稲（早生） 100a アスパラガス（施設） 10a ブロッコリー 130a [経営面積] 170a （うち施設面積 10a）	19,922 千円	305	2,285 (2,387)	【水稲】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗 ●乾燥は共同利用施設 【アスパラガス】 ●「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用

No	営農 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
5	キャベツ 【露地野菜】	[作付面積等] キャベツ(11月どり) 60a キャベツ(1月どり) 60a キャベツ(3月どり) 50a キャベツ(4月どり) 50a [経営面積] 220a	12,630 千円	259	2,284 (2,810)	●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機
6	レタス＋ス イートコー ン 【露地野菜】	[作付面積等] レタス(年内どり) 50a レタス(年明どり) 70a レタス(春どり) 30a スイートコーン 20a [経営面積] 170a	12,953 千円	216	2,569 (2,816)	【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり 【スイートコーン】 ●購入苗、人力定植 ●出荷調製支援利用 ●レタスのうね、トンネルを活用
7	ナス＋ブロッ コリー 【露地野菜】	[作付面積等] ナス 15a ブロッコリー(年内～年明 どり) 120a ブロッコリー(春どり) 30a [経営面積] 150a	10,430 千円	338	2,819 (2,933)	【ナス】 ●露地栽培 ●購入苗(抵抗性台木)、一文字仕立て ●ソルゴー活用により防風ネット張を省力化 【ブロッコリー】 ●春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用
8	キュウリ＋ ナバナ 【露地野菜・施 設野菜(複合 経営)】	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] 32a (うち施設面積 8a)	17,453 千円	202	2,514 (2,529)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加温)、夏露地 【ナバナ】 ●「CR花かんざし」、「花飾り」
9	露地キュウ リ＋ナバナ 【露地野菜】	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 8a キュウリ秋露地 8a ナバナ 23a [経営面積] 34a	10,840 千円	207	2,554 (2,623)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●「CR京の春」、「CR花かんざし」、「花飾り」
10	イチゴ 【施設野菜】	[作付面積等] イチゴ(養液) 20a [経営面積] 20a (うち施設面積 20a)	53,600 千円	412	3,524 (4,835)	●「さぬき姫」 ●高施設栽培

No	営農 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
11	ミニトマト 【施設野菜】	[作付面積等] ミニトマト(養液) 15a [経営面積] 15a (うち施設面積 15a)	27,620 千円	209	3,725 (5,441)	●「CF千果」 ●自家育苗、養液栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
12	施設ぶどう + 露地ぶどう 【果樹類】	[作付面積等] 施設ぶどう 「シャインマスカット」 10a 露地ぶどう 「シャインマスカット」 10a [経営面積] 20a (うち施設面積 10a)	26,523 千円	374	1,070 (1,112)	【施設ぶどう】 ●「シャインマスカット」無加温 10a 【露地ぶどう】 ●「シャインマスカット」トンネル栽培
13	露地みかん + 施設中晩 柑+キウイ フルーツ 【果樹類】	[作付面積等] 露地みかん 「小原紅早生」 20a 露地みかん 「青島温州」 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 20a [経営面積] 70a (うち施設面積 10a)	23,022 千円	326	1,838 (1,994)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ 灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【施設中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時施 肥栽培 【キウイフルーツ】 ●「さぬきゴールド」一文字整枝、 溶液授粉
14	キウイフル ーツ 【果樹類】	[作付面積等] キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 30a キウイフルーツ 「香緑」 10a キウイフルーツ 「さぬきエンジェル スイト」 10a [経営面積] 50a	25,246 千円	289	1,408 (1,459)	●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生 育予測と園地区分
15	露地もも 【果樹類】	[作付面積等] 露地もも「日川白鳳」 40a 露地もも「あかつき」 30a 露地もも「なつおとめ」 20a [経営面積] 90a	21,651 千円	320	1,996 (3,042)	●早生「日川白鳳」、中生「あかつ き」、中生「なつおとめ」

No	営農 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
16	輪ギク 【花き・花木】	[作付面積等] 秋ギク「神馬2号」 40a 夏秋ギク「精の一世」 20a [経営面積] 20a (うち施設面積 20a)	27,225 千円	255	2,250 (2,321)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種「神馬2号」を利用 ●持込み共選
17	カーネーション 【花き・花木】	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a (うち施設面積 15a)	32,692 千円	453	2,847 (2,940)	●ベンチ栽培、養液土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
18	マーガレット＋ひまわり 【花き・花木】	[作付面積等] マーガレット(施設) 15a ひまわり(施設) 15a ひまわり(露地) 5a [経営面積] 20a (うち施設面積 15a)	22,592 千円	274	1,717 (1,717)	【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【ひまわり】 ●テープシダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け
19	マーガレット＋小ギク 【花き・花木】	[作付面積等] マーガレット(施設) 15a 小ギク(露地) 15a [経営面積] 30a (うち施設面積 15a)	24,792 千円	236	2,096 (2,221)	【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壌水分確保と雑草抑制 ●ウイロイドフリー苗の購入 ●電照による開花調節
20	ラナンキュラス＋小ギク 【花き・花木】	[作付面積等] ラナンキュラス(施設) 15a 小ギク(露地) 10a [経営面積] 25a (うち施設面積 15a)	25,842 千円	293	2,391 (2,765)	【ラナンキュラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入による品質及び生産性の確保 ●防虫ネット、シルバーマルチによる病害対策と防除回数の削減 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壌水分確保と雑草抑制 ●ウイロイドフリー苗の購入 ●電照による開花調節

※「 」は品種名

()は作型、品目名

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成に向けて、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な担い手を幅広く確保・育成していく必要がある。このため、本基本方針第1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して担い手を確保・育成し、主体性を持ち、創意工夫を図った経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、就農希望の青年等が、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体が、地域社会の維持の面でも重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者や、マルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、相談対応や情報提供等のサポートを行う。

また、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体の農業生産を支えする観点から、地域の農業生産活動や農地の維持管理作業等を共同で受託する農業支援グループ等の組織化を促すとともに、スマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う農業支援サービス事業体による農作業の受委託を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、県農業会議、県農地機構を農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点として位置付け、相談センターとして、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農希望者の相談対応・情報提供、市町への紹介等を行うこととする。

具体的には、相談センターは、以下①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④ 就農・参入希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた研修・就農先の紹介・調整

相談センターの運営に当たっては、香川県農業経営課が指導・監督を行うとともに、相談センターは、農業改良普及センター、香川県農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとし、香川県農業経営課は、相談センターの運営内容を定めた規程について関係機関と協議の上、年度ごとに作成する。また、相談センターの相談窓口については、総合窓口を県農業会議、県農地機構に、サテライト窓口を農業改良普及センターに設置することとし、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 県が主体的に行う取組み

県は、新たに就農・参入しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、相談センターと連携して、本県農業の魅力や支援制度等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

就農・参入後は、農業改良普及センターにより計画的に巡回指導等を行うなど、農業・地域へ定着できるよう支援するとともに、円滑に認定農業者に移行できるよう、さらには、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう支援する。また、農業大学校において、実践的な研修教育指導等を行うとともに、定年後に就農しようとする者や兼業農家など、農業を担う者ごとの取組内容に沿ったきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

農業を担う者の確保・育成を図るに当たっての関係機関の連携・役割分担の考え方は以下のとおりとする。

- ・ 相談センターは、県、市町、県農業会議、県農地機構、香川県農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「支援財団」という。）等との支援体制を構築するほか、就農・参入相談や農業法人等からの求人情報の収集や職業紹介、県農地機構が計画する青年農業者の育成確保対策事業を通じた青年農業者確保育成活動等を推進する。
- ・ 市町は、就農希望者の受入れについて、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ・ 香川県農業協同組合は、就農希望者の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械等の確保相談や農業支援サービス事業体の活用相談など必要なサポートを行う。
- ・ 県農業会議、県農地機構、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ・ 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。
- ・ 支援財団は、農商工連携による商品開発を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。
- ・ 市町及び農業委員会は、農業支援グループを含めた農業支援サービス事業体の活用に関し、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。
- ・ 各関係機関は、個々の集落（地域計画の作成区域等）で、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションが進むよう連携して支援する。

5 就農・参入希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町は、地域農業再生協議会や香川県農業協同組合等と連携し、就農・参入受入体制、研修内容、就農・参入後の生活や収入のイメージ等、就農・参入希望者が必要とする情報を県及び相談センターに情報提供する。

相談センターは、市町から提供を受けた就農・参入受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農・参入希望者に分かりやすく情報提供するとともに、就農・参入希望者、就農を受け入れる法人等、その他の関係者等から就農・参入に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等

に応じて積極的に研修先や就農・参入先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。

また、相談センター及び農業改良普及センターは、就農・参入希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して助言・指導を行うとともに、研修・就農・参入先の変更が必要になった場合には、状況に応じて他の市町等との調整を行う。

市町及び香川県農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び相談センターに情報提供するとともに、相談センターは、就農希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営（営む者又は目指す者）に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の県内における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が県内における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が県内における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
県下全域	45%程度	

注1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営とは、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織とする。

注2）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個人経営体にあつては、権限を有する農用地面積と農作業受託面積、団体経営体にあつては、構成員の権限を有する農用地面積と構成員以外からの農作業受託面積のシェアの目標である。

農作業受託面積は、基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している面積である。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

本県では、認定農業者等の担い手の農用地が分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。

このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営（営む者又は目指す者）に対して次の施策を実施することにより、農用地の面的な集積を進める。

- (1) 農業経営基盤強化促進事業により面的な利用権の設定とともに、集落営農組織の活動により面的な農作業受託を促進する。
- (2) 県農地機構が行う事業等を活用し、利用権の設定等を通じた農用地の面的な集積を促進する。
- (3) ほ場整備事業等を推進するとともに、当該事業を契機とした利用権の設定により、農用地の面的な集積を促進する。また、狭小不整形な農用地について、農機具の大型化を踏まえ、畦畔除去等を促進することにより、1区画の拡大を図る。
- (4) 県内において作成される地域計画の実現に向けて、市町が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を進めるため、県が主導して地域における持続的な農用地の有効活用に係るマネジメントを推進する体制を強化し、県、市町、農業委員会、県農地機構など

の関係機関・団体が一体となって、それぞれの役割分担を明確化した上で、担い手間の調整やほ場整備等の検討を行う。また、市町や農業委員会は、地域における農用地の利用調整に取り組み、分散錯ほの状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

- (5) 中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの経営が県内における農用地の利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、新規就農者、認定農業者の確保・育成と集落営農の組織化・法人化の推進とともに、これら担い手に対して農用地の利用集積・集約化への積極的な取り組みが必要である。

このため、県は、県農業会議、香川県農業協同組合中央会、香川県農業協同組合、県農地機構、土地改良事業団体連合会など関係機関・団体と十分な連携を図るとともに、農業改良普及センター等の出先機関との共通認識のもとで、地域計画推進事業などを柱として農業経営基盤の強化の促進に関する措置を講ずる。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、集中的に支援する農業経営改善計画認定制度の推進を図る。

1 地域計画推進事業

地域計画推進事業については、市町が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化するものであり、その実現に向けて、県農地機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

また、関係機関・団体と連携のうえ、県内の地域計画の実現に向けた進捗管理を行うほか、新規就農者等の情報提供など相談センターの機能を十分に発揮するとともに、農業改良普及センターが協議の場に積極的に参加することにより、市町における地域計画のブラッシュアップを促進する。

2 農用地利用改善事業

地域農業再生協議会等の支援のもと、地域における話し合いによる合意形成を通じて、認定農業者などの担い手に農用地の利用集積が図られるよう、担い手が不足し農用地の利用集積が遅れている地域においては、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、地区内農用地の受け手となり、その有効活用を図る担い手の育成を推進する。

3 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業については、農用地の権利移動に至らない段階においても、できる限り所有と利用の有効な結合が図られるよう、農作業の受委託を組織的に促進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者養成及び確保を

促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業の効果的な実施を促進する。

4 指導・推進体制の整備

農業経営基盤強化促進事業の推進については、関係機関・団体と連携して、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図るなど、関係機関・団体の連携のもと、地域の実態に即した取組みを効率的・効果的に行う。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条により指定を受け農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行う法人は、県農地機構とする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業

県農地機構は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内において農業経営基盤強化促進法第7条各号に掲げる事業を必要に応じて実施する。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受け、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）